

廃棄物は適正に処理しましょう

学校や民間企業の実験・研究施設で不要となった廃薬品類は適正処理が必要です。

不要になった薬品や実験廃液などはありませんか？

弊社では実験・研究施設から排出される廃薬品、廃液等の収集運搬を行っております。

安全、安心をモットーに適正に処理をいたします。



廃油・酸・アルカリ等各種廃液



塗料・農薬・汚泥等



不要な試薬・薬品等



許可車両で処分場まで

主な許可範囲の一覧(収集運搬業)

廃棄物の種類	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物			
	廃油	廃酸	廃アルカ	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカ	汚泥
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○

※一部処理できないものもございます、詳しくはお問い合わせください。

廃薬品・廃液処分までの流れ

①お見積作業

廃棄する薬品についてリストアップを行い、産業廃棄物の種類・最適な処理方法に合わせた分類に基づき、収集運搬及び処分費用を決定してお見積をご提示させていただきます。なお、事前にリストをご用意いただければそれに基づきお見積をご提示することも可能です。

②ご契約

ご提示させていただいた見積書に基づき法令に準拠した「産業廃棄物処理委託契約書」「産業廃棄物収集運搬契約書」を締結させていただきます。

※産業廃棄物処理委託契約書を締結せずに他者に廃棄物を委託することは、法律により禁止されています。

③回収作業

マニフェストに基づき、廃棄物の種類及び処理方法ごとに分類して回収します。作業時には破損、漏液、混触しないよう対策を徹底しております。

④運搬

梱包・回収した薬品は産業廃棄物収集運搬業許可を受けた車両にて適正処理施設まで運搬します。

⑤処分

運搬された廃棄物を産業廃棄物処理委託契約書の処分方法に基づき処理施設にて適正処理します。マニフェストD票、E票が排出事業所へ返送されましたら処分完了となります。

- ◆ ご連絡いただきますとお伺いしてお見積もり致します。
- ◆ 水銀処分につきましてもご相談承ります。

産業廃棄物収集運搬業許可証（熊本県）

許可番号 04300008695

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（熊本県）

許可番号 04350008695

産業廃棄物収集運搬業許可証（福岡県）

許可番号 04000008695

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（福岡県）

許可番号 04050008695

株式会社 **光 栄**

<http://www.kabu-koei.co.jp>

〒861-3203

熊本県上益城郡御船町高木1922番地

TEL: 096- 282- 3355

FAX: 096- 282- 6304

E-mail: mail@kabu-koei.co.jp 担当: _____